

便利!

3月1日スタート

戸籍証明書の広域交付

問合せ 市民課記録担当(内線2435)

戸籍法の一部改正により、全国の戸籍情報の連携が開始され、本籍地以外の市区町村で戸籍謄本等の取得ができるようになります。また、婚姻や養子縁組、転籍などの戸籍の届出のほか、各種社会保障関連手続きにおいて、戸籍謄本の添付が不要になります(提出先の窓口にご確認ください)。

戸籍証明書の広域交付

請求・交付場所	市民課、吹上支所、川里支所
請求ができる方	本人等(同一戸籍内の方)、直系親族(父母・祖父母・子など) ※きょうだいや委任状による請求はできません
対象となる証明書	戸籍謄本(全部事項証明書)、除籍、原戸籍謄本 ※戸籍の附票は対象外

※複数の本籍地にまたがる場合には、時間がかかることがあります
※戸籍が電算化されていない場合は、発行ができないことがあります

戸籍謄本の取得は、マイナンバーカードを利用した **コンビニ交付** が便利です!



マイナポータルで転出届

問合せ 市民課住民担当(内線2433)

引越しの際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じたオンラインによる提出ができます。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が対象です。

このサービスを利用すると、転出時の市役所窓口での手続きが原則不要となります。

詳しくはデジタル庁HP又は市HPをご覧ください。



▲引越し手続オンラインサービス
(デジタル庁HP)



▲引越しワンストップサービスが
始まりました(市HP)

注意 マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です

バイクや軽自動車の 廃車等の手続きは3月中に

問合せ 税務課諸税担当(内線2253)

軽自動車税(種別割)は、4月1日時点でバイクや軽自動車を所有している方に課税されます。車両を処分した場合は、必ず廃車等の手続きをしてください。また、転入した方で市外のナンバープレートが付いた原動機付自転車をお持ちの方は、本市のナンバープレートへ交換手続きをしてください。

ご不明な点は下記にお問い合わせください。

- 原動機付自転車・小型特殊自動車=税務課諸税担当(内線2253)
- 125ccを超えるバイク=埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所(☎050-5540-2027)
- 軽自動車(三輪・四輪)=軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所(☎050-3816-3112)



埼玉県収入証紙代金の 還付申請

問合せ 県出納総務課(☎048-830-5714)

埼玉県収入証紙は、令和6年3月末で使用できなくなります。

お手元に未使用の証紙(汚れたり、破れたりした証紙を除く)を保有される方は、令和10年12月末までの間、証紙を返還して、証紙代金の還付を受けることができます。

埼玉県収入証紙の返還をご希望の際は、「埼玉県証紙返還・証紙代金還付申請書」をご記入の上、証紙とともに県出納総務課に郵送又は持参してください。なお、証紙代金の還付は口座振込となります。詳しくは県HPをご覧ください。



埼玉県 収入証紙 検索

県HP: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/shoushi-henkan.html>

